## (次回期日2000年10月19日)

1992年(平成4年)(ワ)第2075号外 公式陳謝等請求事件

 原
 告
 朴
 一

 外

被 告 国

# 意 見 書

上記事件について、遺骨返還に関する原告らの意見は、下記のとおりです。

2000年(平成12年)10月6日

## 原告ら訴訟代理人

弁護士	小	野	誠	之
同	堀		和	幸
同	山	本	晴	太
同	松	本	康	之
同	池	上	哲	朗
同	武	田	信	裕
同	金		京	富
同	新	谷	正	敏
同	中	田	政	義

京都地方裁判所 第1民事部 合議係 御 中

#### 遺骨返還に際しての陳謝の言葉について

- 1 原告らは、2000年(平成12年)9月7日の進行協議期日において、 遺骨返還に伴うべき国の原告らに対する陳謝の言葉の案文を提出し た。
- 2 これに対し、被告は
  - ① 主体につき、内閣総理大臣ではなく厚生大臣とする
  - ② 陳謝の言葉につき、「深く陳謝いたします」ではなく「大変心 が痛むところでございます。」とする

旨提案している。その理由は、

- ① 遺骨の返還は厚生大臣の所管事項である
- ② 具体的事件について謝罪した例がないとのことである。
- 3 ところで、1995年(平成7年)8月15日、村山首相(当時)は、 戦後50年談話として、
  - 「わが国は、遠くない過去の一時期、国策を誤り、戦争への道を歩んで国民を存亡の危機に陥れ、植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害を与えました。私は、未来に過ち無からしめんとするが故に、疑うべくもないこの歴史の事実を謙虚に受け止め、ここにあらためて痛切な反省の意を表し、心からお詫びの気持ちを表明いたします。また、この歴史がもたらした内外すべての犠牲者に深い哀悼の念を捧げます。」

と発表した(資料1)。

- 4 1995 年 12 月 20 日開催の遺骨返還協議において、原告らは被告に 対し村山首相談話の趣旨に添う謝罪の言葉を求めたところ、
  - ① 謝罪の対象がわからない
  - ② 村山談話は植民地支配一般についてのもので個別事件について

のものではない

としてこれを拒否した。

- 5 その後、橋本首相(当時)は、1996年(平成8年)、いわゆる従軍 慰安婦に対する手紙の中で、
  - 「 私は日本国の内閣総理大臣として改めて、いわゆる従軍慰安婦として数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われたすべての方々に対し、心からおわびと反省の気持ちを申し上げます。」

と表明した(資料2)。そして、この言葉は歴代首相に引き継がれている(資料3、4)。

これらは、村山首相談話の趣旨を、個別事件の個別被害者に対して 具体化したものと評価される。

- 6 原告らが求める陳謝の対象は、
  - ① 浮島丸事件被害者の遺骨返還が 55 年もの長きにわたって実 現されなかったこと
  - ② 返還される遺骨が分骨でしかないこと であり、浮島丸事件そのものについてではない。

従って、陳謝の対象が不明とする被告のかつての主張には理由が ない。

また、橋本首相らの手紙における謝罪は、個別事件の個別被害者に 対するものであることは明らかである。

従って、個別事件につき謝罪した先例はないとする旨の被告の主張 にも理由がない。

7 被告は、9月7日の進行協議期日において、遺骨返還は国家間でなされてきた経緯があり、和解による個別返還が成立の見通しとなれば、 韓国政府に承諾を得る必要がある、との見解を示した。

しかしながら、1995 年 12 月 20 日の遺骨返還協議において、出席 した外務省担当者は「遺骨返還については政府間で一括返還を交渉中 であるが、別途個人に対し返還することにつき韓国政府の了承を得て いる、本件協議においては一括返還以外の道を期待している」旨明言 していた。

被告の、今回の進行協議に臨む姿勢においては、過去の遺骨返還協 議についての引継もまともになされていないのではないかと疑わせる 点が少なくなく、およそ真剣にかつ誠実に取り組む姿勢が感じられな い。

- 8 以上の次第であり、原告らは、遺骨返還に伴う陳謝の言葉として、 改めて以下のとおり意見表明する。
  - ① 主体は内閣総理大臣とする。
  - ② 橋本首相の「心からおわびと反省の気持ちを申し上げます」という表現を下回らない。
  - ③ 「心が痛む」は、自然災害に対するものならともかく、日本国 の道義的責任をも抜きにした傍観者的・第三者的表現であり到底 受け入れられない。
- 9 本件は、遺骨返還という人道的問題であり、国際世論も関心を示している。ブッシュ大統領の日系人強制収容所被収容者に対する手紙(96年 10月、資料5)は、戦後補償に対する合衆国と日本国との違いを際立たせている。

被告に対し、その名誉に掛けて再度陳謝の言葉を検討していただく よう求める次第である。

以上

### 添付資料

- 1 村山総理戦後 50 年首相談話(朝日新聞 95 年 8 月 15 日夕刊)
- 2 1996 年橋本総理の手紙(和文、英文)
- 3 1999年小淵総理の手紙(英文)
- 4 2000 年森総理の手紙(和文)
- 5 96/10 ブッシュ大統領の手紙